

水害時の衛生対策と消毒方法

1. 衛生対策と消毒の必要性

台風や大雨などにより浸水が起きた場合には、家屋等が汚染される恐れがあります。そのような場合、細菌やカビの繁殖、害虫の発生などで不衛生な状態となり、復旧のためには家屋等を清掃し十分に汚れを取り除く必要があります。

また、床上浸水やし尿槽の汚水などが逆流した場合には、家屋等の消毒が必要となります。

2. 家屋等が浸水した場合の衛生対策

家屋などが浸水した場合、次のとおり洗浄と衛生対策を行ってください。

家の周囲や床下の場合

土砂等を取り除いた後、水道水で洗い流し、しっかり乾かすことが重要です。
(屋外では消毒は原則不要です)

- ① 汚泥や不要なものなどを片付けてください。
- ② 庭木や外壁についた泥は、水で十分に洗い流してください。
- ③ 床下換気口のごみを取り除き、床下の風通しを良くしてください。
- ④ 床下はスコップや流水を用いて汚泥を取り除いた後、雑巾などで水気をなくし、扇風機などにより強制的に換気し、乾燥させてください。

床上の場合

室内は、食事や睡眠など生活を行う場所のため、泥や汚れを十分に取り除いた後、消毒を行いましょう。清掃・洗浄後に乾燥させてから消毒しまししょう。

(消毒の方法は、裏面をご覧ください。)

- ① 水が引いた後、濡れた畳や家の中の不要な物を片付けてください。
- ② 汚れた家具や床・壁などは、水で洗い流すか、雑巾で水拭きするなどしてください。
- ③ 食器類や調理器具などは、水洗いして汚れをきれいに洗い流してください。
- ④ 食器棚や冷蔵庫などは、汚れをきれいにふき取ってください。

●食中毒、感染症の予防のために

- ① 水に浸かった食品や停電により保存温度が保てなかった要冷蔵・冷凍食品は廃棄してください。
- ② 下痢、腹痛、発熱など異常があるときは医師の診察を受けてください。
- ③ 炊事前、食事前、用便の後は、しっかりと手を洗ってください。

3. 消毒の方法(床下、汚水に浸かった屋内《壁・床・家財道具》、などの場合)

(1) 消毒液の作り方



◎逆性せっけん(塩化ベンザルコニウム液)10%濃度の消毒液は、0.1%の濃度に希釈し使用する。

・消毒液10ミリリットルに対し、水1リットルを加える。

◎次亜塩素酸ナトリウム(家庭用塩素系漂白剤でも可)5%濃度の消毒液は、0.1%の濃度に希釈し使用する。

・消毒液20ミリリットルに対し、水1リットルを加える。

(2)使用方法

- ・家の周りや床下などの屋外は原則消毒が不要ですが、消毒する場合は、十分乾燥させた後、じょうろや噴霧器で濡れる程度に散布してください。
- ・汚水に浸かった壁面、床や家財道具には、泥などの汚れを洗い流すか雑巾などで水拭きしてから希釈液に浸した布などでよく拭いてください。噴霧器などで噴霧する場合は、濡れる程度に噴霧し、風通しを良くしそのまま乾燥させてください。

(3)注意すること

- ・原液の消毒液を取り扱う際には長袖、長ズボンを着用し、ゴム手袋などを使用し(必要に応じメガネやマスクを着用)皮膚や目にかからないように注意してください。
- ・後片付けなどで、汚れた手指は、汚れを石けんで洗った後、流水で石けんを落とし、清潔なタオルなどでよく拭き取ってください。手指を乾燥させた後、手指消毒用アルコールで消毒してください。(石けんが残っていると殺菌力が低下するので、よく洗い流してください。

(4)機材の貸し出し

- ・台風・集中豪雨などによる床上・床下浸水の水害発生時に、衛生状態の悪化による感染症や食中毒の発生を予防するため、市内にある住居が水害により被災した市民に、無料で肩掛け式噴霧器の貸し出しを行っています。(数に限りがありますので、あらかじめお問合せください)

【お問合せ先】

安来市役所 環境政策課 環境対策係

TEL:23-3098